

令和3年度三重県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール開催要項

- 1, 趣 旨 地域におけるスポーツ少年団活動の活発化を図るとともに、単位団及び地域の将来にわたる良き後継者の養成をめざし、「日本スポーツ少年団リーダー制度」に基づいてジュニア・リーダースクールを開催する。
- 2, 主 催 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人三重県スポーツ協会 三重県スポーツ少年団
- 3, 主 管 三重県スポーツ少年団リーダー会
- 4, 共 催 スポーツ安全協会三重県支部
- 5, 期 間 令和3年11月13日(土)～14日(日) 1泊2日
[受付・集合時間] 令和3年11月13日(土) 午前9時30分～
[開 講 式] 〃 午前10時～
- 6, 会 場 三重県立鈴鹿青少年センター
〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口 TEL : 059-378-9811
[交通機関] 三重交通バス近鉄白子駅西口より
【鈴鹿サーキット】行き【青少年の森口】下車徒歩8分
参考時刻(令和3年9月1日現在)
近鉄白子駅西発9時 → 青少年の森口着9時18分
- 7, 参 加 者 ①令和3年度三重県スポーツ少年団登録団員(予定者を含む)であり、団活動歴が2年以上の小学5年生以上中学3年生までの男女
②参加人員は40名程度
※参加人数が定員を超えた場合は三重県スポーツ少年団において調整を行います。
③集団生活における規律を守ることができる者
④スポーツ安全保険等の傷害保険に加入していること。
- 8, 参加申込 参加希望者は申込書に必要事項を記入のうえ、所属市町スポーツ少年団事務局指定の締切日までに参加料を添えて提出すること。
市町スポーツ少年団事務局は参加申込書及び参加料を取りまとめのうえ、三重県スポーツ少年団事務局へ令和3年10月21日(木)までに提出すること。
(原則データでの提出をお願いいたします)

送付先

〒510-0261 鈴鹿市御薊町 1669 番地
公益財団法人三重県スポーツ協会三重県スポーツ少年団

振込先

金融機関：百五銀行平田町駅前支店 普通口座 609784
口座名義：公益財団法人三重県スポーツ協会

- 9, 経 費 ①参加料は 1名2,000円とし、参加者は市町スポーツ少年団へ支払うこと。
市町スポーツ少年団は参加料を取りまとめのうえ、上記 8 の指定口座へ入金するものとする。
②会場までの旅費は自己負担とする。
- 10, 資格認定 全課程修了者には、日本スポーツ少年団よりジュニア・リーダーとして認定を行い、認定証とワッペンを交付する。
- 11, 携 行 品 健康保険証（コピー可）、着替え用衣類（運動に適した服）、マスク（2日分）、パジャマ、バスタオル、ハンドタオル、洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉等）、お風呂用具（シャンプー・リンス・ボディーソープ等）、体育館シューズ、帽子、カップ、水筒、筆記用具、手袋、その他日程表を参考に必要と思われるもの。
※各自携行品には名前を記入してください。
- 12, 新型コロナ感染症への対応について
- (1) 三重県に「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発出されている場合は、開催を中止する。
 - (2) 参加者及び開催関係者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。
参加当日、受付にて「健康状態申告書及び緊急連絡先報告書」を提出すること。
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (3) 全日程、マスクを着用すること。
 - (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
 - (5) 他の参加者、スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
 - (6) 必要以外、大きな声での会話等をしないこと。
 - (7) 個人の消毒用として、消毒液を用意すること。
 - (8) 感染防止の為に、主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
 - (9) スクール終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（下記問合せ先）に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

13, その他

- (1) 一旦納入された参加料の返金はいりません。
※ただし、新型コロナウイルス感染症などで開催が中止になった場合は返金します。
また、参加者の調整を行った場合は返金を行う場合があります。
- (2) 参加人数が10名以下の場合は中止いたします。
- (3) 研修期間中参加者は全日程に参加し、早退・自由行動は一切認めません。
- (4) 研修中の不慮の事故による怪我、疾病等について、応急処置での対応を行います。
- (5) リーダー制度に定められたジュニアコースの養成内容は以下の内容で行います。
 - ①スポーツ少年団とは
 - ②スポーツ少年団のリーダーとは
 - ③活動プログラムの実践
 - ④グループワーク
- (6) 日程表は予定ですので、内容等が変更になる場合があります。
- (7) 日程中の携帯電話の使用は原則、保護者への緊急連絡等に限ります。
- (8) 自動販売機の使用は原則、自由時間のみ可能です。(水、お茶、スポーツ飲料に限る)

14, 問合せ先

〒510-0261 鈴鹿市御園町1669番地
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿内
三重県スポーツ少年団事務局 担当 寺井、中村
TEL: 059-372-3880
FAX: 059-372-3881

※日本スポーツ少年団開催するシニア・リーダースクールへの参加条件として、本ジュニア・リーダースクールの受講及びジュニア・リーダーとして認定を受けていることが前提となっています。